



児童に関する手当のご案内

問困こども課こども育成係(☎内線1164)

☎住民福祉課福祉こども係(☎内線2153)

■児童手当

児童(18歳到達年度の末日まで)を養育する人に支給されます(国内居住の場合)。

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上	10,000円	

※公務員は勤務先で手続きしてください
※受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったときは市と勤務先に届出が必要です



児童手当

■児童扶養手当

ひとり親、もしくはひとり親に相当する状態(父母が離婚している・父または母が一定基準以上の障害の状態にあるなど)の児童(18歳到達年度の末日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満)まで)を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わり児童を養育する人に支給されます。

支給月額(4月～)

全部支給の場合

第1子 46,690円 第2子以降の加算額 1人につき11,030円

一部支給の場合

所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合、その年度の手当の一部または全部が支給されません

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります



児童扶養手当

■特別児童扶養手当

心身に障害がある20歳未満の児童を監護する父もしくは母(所得の高い方が受給者となります)、または父母に代わって児童を養育する人に手当が支給されます。

支給月額(4月～)

1級 56,800円 2級 37,830円

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、障害を事由とする年金を受給できる場合は手当が支給されません

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの所得によっては、その年度の手当の全部が支給されません

※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります



特別児童扶養手当

○手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します。

○受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

・住所や氏名に変更があったとき・対象児童が増えた、または減ったとき・受給資格がなくなったとき など

○手続が遅れると手当を受給できない月が生じる、または受給した手当を返還していただくことがあります。

○受給資格要件や所得制限限度額など、詳しくはお問い合わせください。各手当に関する詳細は、市HPをご覧ください。